

議事要旨(2)企業会計基準「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針「関連当事者の開示に関する会計基準適用指針（案）」について

五反田屋専門研究員より、会計基準案、適用指針案の前の企業会計基準委員会からの変更点等について以下の説明が行われた。

(1)「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」について

- ・ 連結財務諸表において開示している場合は、個別財務諸表においての開示は必要ない旨を基準本文に記載することについて、米国の基準でも同様の条項があることやキャッシュ・フロー計算書の意見書にも同様の記載があり、前回の委員会でも特段の意見もなかったことから、原案どおりとしているがどうか。
- ・ 重要な子会社の役員についての記載は、前回の委員会で子会社の販売担当役員が一律に関連当事者に該当するような誤解招く等の意見があったことから、例示部分の記載を「会社グループの中核となる事業活動の子会社に委ねている場合にあっては、当該子会社の役員のうち当該業務を指示し、統制する役員は、グループの事業運営に強い影響力を持つものと考えられる」と修正し、業務をコントロールする者であることを明示した記載にしたがどうか。
- ・ 企業年金について、日本の企業年金制度に関し、開示対象が限定される理由を記述している部分が運用面のみに着目して説明した記載ぶりになっている旨、前回の委員会で意見があったことから、掛金の拠出を除き、企業年金が会社と直接取引を行うこと自体が限定されることに着目した記載に変更したがどうか。また、退職給付信託について、開示対象となるものは重要性があるものであることを追加記載したがどうか。

(2)「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」について

- ・ 関連当事者の概要の開示項目の職業（個人）、重要な関連会社の要約財務情報の開示、重要性の数値基準等については、コメントの検討を含めたこれまでの議論も踏まえ、公開草案どおりとすることとしているがどうか。

(3)「記載例」について

- ・ 関連当事者との関係として役員の兼任等を記載することについては、現行では財務諸表等規則様式の記載上の注意で扱っているため、会計基準としては詳細については扱わず、これまでと同様に開示規則で対応することで専門委員会の意見は集約しているがどうか。
- ・ 関連当事者に対する貸倒懸念債権及び破産更生債権等に係る情報を関連当事者の種類ごとに合算して開示する場合において、その関連当事者の種類に該当する者に

ついでに貸倒引当金等のすべてを合算して記載することができることの可否を審議するために記載例にその例を追加して記載しているが、このような方法によることも容認してよいのか。

上記の説明に対して、委員より以下の意見があった。

- ・ SEC における関連当事者開示に係る改正や IASB における関連当事者開示についての検討など海外でも動きがある。今回の基準を作成した後、これらの状況を踏まえ日本でも見直す可能性はあるか。

上記意見について、事務局から SEC における改正については今回検討済みであり、IASB における検討も、日本とのコンバージェンスプロジェクトに関連して行われている部分もある旨の説明があった。また、国際動向を踏まえ、さらなる見直しの必要性があるかどうかという点に関しては、他の会計基準と同様に、状況に応じて適切に対応していくことになるであろうとの回答が行われた。

以 上